

修学上の支援を希望する学生の皆様へ

令和 06 年 4 月

鈴鹿大学 鈴鹿短期大学部

修学上の支援を希望する場合は手続が必要です。

大学における修学上の支援は、「合理的配慮」という考え方に基づいて実施されています。「合理的配慮」とは、障がいや疾病等の理由によって、様々な活動への参画が困難な学生に対し、大学が過重な負担にならない程度において、その障壁(バリア)となっているものを除去し、代替手段や支援を提供することによって、障がいのない学生と同等の機会を得られるようにすることをいいます。またその内容は、学生本人が申し出た支援内容、学生本人の特性や状況、支援を提供する大学(短大)・学部等における体制を踏まえて、総合的に判断されます。

<手続を行うにあたっての注意事項>

- ・申請から配慮の開始までには、数週間かかる場合があります。配慮が必要になる可能性がある場合には、早めに手続をしましょう。
- ・配慮を検討する際、自身の障がいや特性等に関する根拠資料(例:診断書は必須、その他資料として、障害者手帳、専門家の所見、高等学校、専門機関(発達支援センター等)からの支援資料など)の提供が必要になります。更新時には、診断書を毎年度、提出することが必要です。
- ・授業への参加が困難になり、単位修得も難しくなった段階で申請をされた場合に、過去にさかのぼって修学支援を行うことはできません。修学上の不安や困難を感じる場合には、できるだけ早い時期にご相談ください。
- ・一度決定された配慮内容であっても、その後の大学生活の状況に応じて変更、調整が可能です。変更をご希望される場合は、窓口にご相談ください。
- ・学生の個人情報、学内の協議で判断された範囲において関係者と共有します。適切な支援・配慮を提供するために必要不可欠な情報を、関係者に情報共有する必要があるため、共有する情報の範囲及び内容については、支援学生本人に確認のうえ、支援学生の同意を得てから情報共有します。
- ・前期の授業において、修学支援を希望する場合には、4月中に担当者との面談を行えるように手続を進めましょう。
- ・後期の授業において修学支援を希望する場合には、10月中に担当者との面談を行えるように手続を進めましょう。
- ・修学上の支援の継続を希望する場合には、4月(前期)、10月(後期)に更新の有無の判断、支援内容の見直しを行いますので、担当者と日程調整を行い面談してください。

【窓口】 学生・キャリア支援課 Tel: 059-372-3929 E-mail:gakusei@suzuka.ac.jp

健康管理センター保健室 Tel: 059-389-7104 E-mail: kenkoukanri@suzuka.ac.jp

【支援実施までの流れ】

支援の申請は、年間を通じていつでも受け付けています。
申請の手順は以下の通りです。

1. 相談・配慮の申出

自分の障がいや困っていることなどについて、相談・申出を行う。

2. 必要書類の準備

①合理的配慮申請書 ②根拠資料(診断書は必須 その他、障害者手帳など)

3. 配慮内容に関する面談の実施

申請書類が揃ったら、日程を調整して配慮に関わる関係者が面談を行います。どんな支援を希望しているかなどを確認します。

4. 学内の協議

希望された支援についての必要性や合理性、本学で対応可能な支援内容について所属学部で協議する。具体的な配慮内容に関する方針が検討される。共有される。

5. 通知

申請内容の受理・不受理について、受理された場合の支援内容についてお知らせします。
面談担当者が面談の内容をもとに希望される支援内容をまとめて資料を作成し、大学に提出します。決定された配慮内容は、各授業の担当教員に配慮依頼文を通じて伝達されます。

6. 支援の開始

授業等必要な場面での支援が実施されます。ただし、具体的にどのような配慮を行うかは、授業によって異なる可能性があるため、前期・後期の授業開始後なるべく早い段階で担当教員に確認し、具体的な配慮について話し合います。

7. 支援の評価・更新

セメスターごとに支援内容について評価し、更新の有無の判断、支援内容の見直しを行います。基本的に半年毎に担当者と面談を行います。

※更新時には年度ごとの診断書が必須となります。